

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一団地の区域（三件）……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………
- 衆議院議員補欠選挙（東京都第十五区）における選挙人名簿の登録基準日、登録日……………
- 衆議院議員補欠選挙（東京都第十五区）において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………
- 衆議院議員補欠選挙（東京都第十五区）における選挙長の事務を行う場所……………（東京都選挙管理委員会）……………
- 衆議院議員補欠選挙（東京都第十五区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会に提出する届出、申請等の受付場所……………（同）……………

### 告示

●東京都告示第五百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年四月九日  
東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
千代田区日比谷公園一番の一部、二 令和六年三月五番の一部、三番一及び同番二の一部 日

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第五百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年四月九日  
東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
大田区羽田空港二丁目一番から九番 令和六年三月六日まで

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第五百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年四月九日  
東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
大田区羽田空港二丁目一部、同所 令和六年三月十二丁目一番の一部、二番及び三番の 四日  
一部並びに羽田空港三丁目一番の一部、三番一から同番十四まで、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第五百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

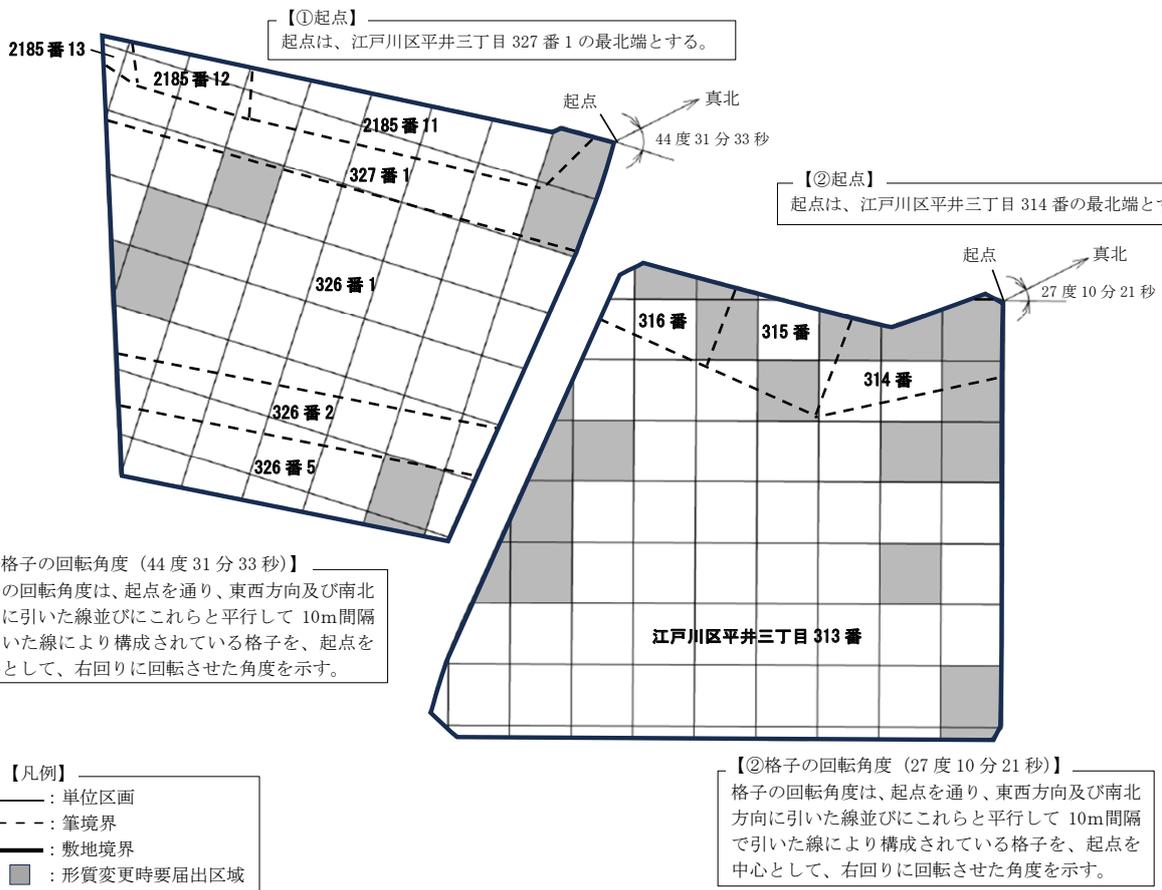
令和六年四月九日  
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区平井

三丁目地内

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

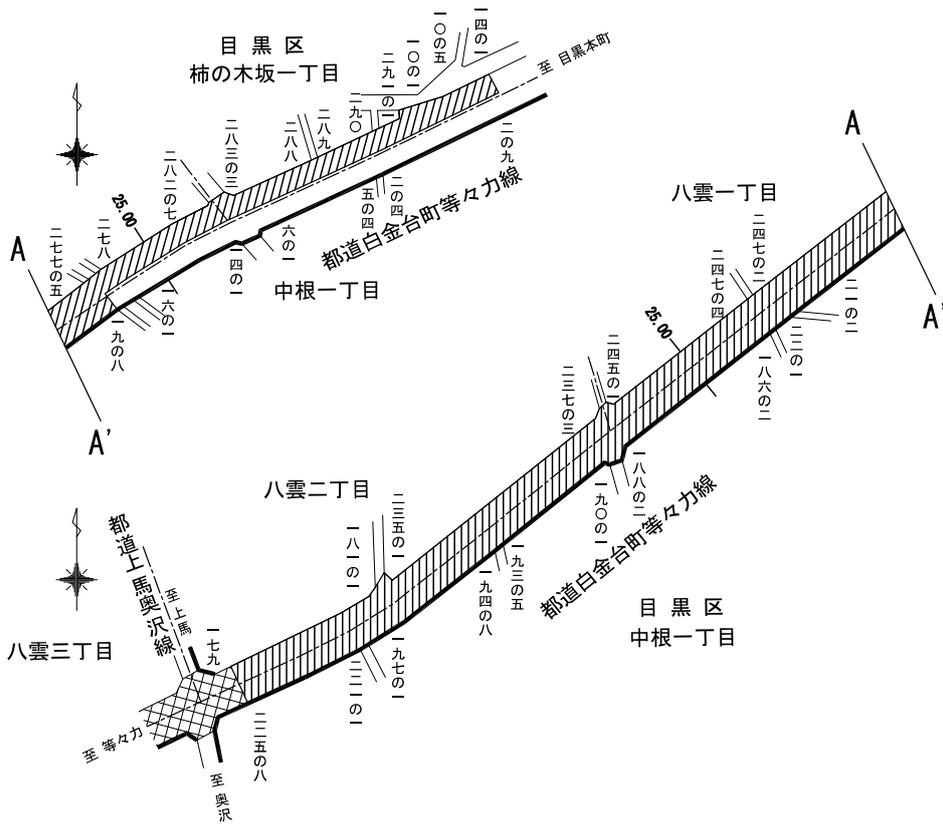
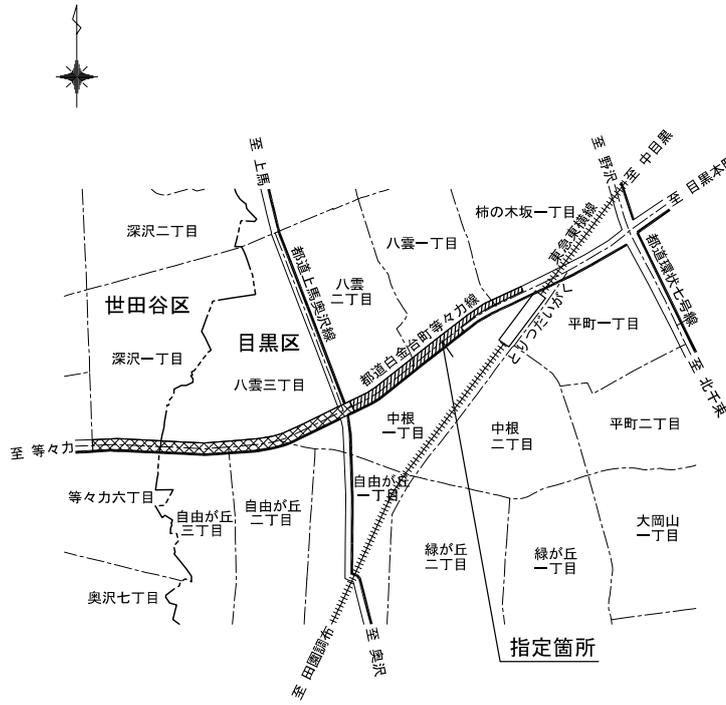
別図



別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道白金台町等々力線  
目黒区柿の木坂一丁目～中根一丁目

延長 七九六・二〇メートル  
 (電線共同溝予定名称 白金台町等々力・三号)  
 既指定区間



●東京都告示第五百五十一号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。  
 令和六年四月九日  
 東京都知事 小池百合子

一 路線名  
 都道白金台町等々力線

二 指定する区間  
 目黒区柿の木坂一丁目十四番一地先から同区中根一丁目二百二十五番八地先まで

三 指定の概要  
 別図表示のとおり

告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三項の規定により、令和六年四月二十八日執行予定の衆議院議員補欠選挙(東京都第十五区)における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

令和六年四月九日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和六年四月十五日。ただし、年齢については、同月二十八日  
登録を行う日 令和六年四月十五日

東京都選挙管理委員会告示第三十一号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二條第七項の規定により、令和六年四月二十八日執行予定の衆議院議員補欠選挙(東京都第十五区)において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和六年四月九日

東京都選挙管理委員会

放送の区分 基幹放送事業者 回数  
テレビジョン放送 株式会社フジテレビジョン 一回  
ラジオ放送 株式会社ニッポン放送 一回

公告

衆議院議員補欠選挙(東京都第十五区)における選挙長の事務を行う場所について

令和六年四月二十八日執行予定の衆議院議員補欠選挙(東京都第十五区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和六年四月九日

東京都選挙管理委員会

一 令和六年四月十六日 午前八時三十分から午前九時まで

江東区役所第七十二・第七十三会議室

江東区東陽四丁目十一番二十八号 江東区役所本庁舎

七階

二 令和六年四月十六日 午前九時以降

江東区選挙管理委員会事務局

江東区東陽四丁目十一番二十八号 江東区役所本庁舎

七階

衆議院議員補欠選挙(東京都第十五区)における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和六年四月二十八日執行予定の衆議院議員補欠選挙(東京都第十五区)において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和六年四月九日

東京都選挙管理委員会

令和六年四月九日

東京都選挙管理委員会

一 令和六年四月十六日 午前八時三十分から午前九時まで

江東区役所第七十二・第七十三会議室

江東区東陽四丁目十一番二十八号 江東区役所本庁舎

七階

二 令和六年四月十六日 午前九時以降

江東区選挙管理委員会事務局

江東区東陽四丁目十一番二十八号 江東区役所本庁舎

七階

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一(代) 郵便番号 101-0051

